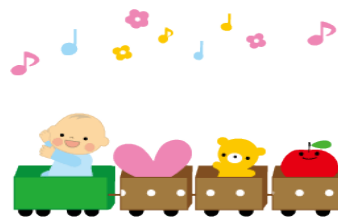


保育所・認定こども園等の利用について

- 1 保育の必要性の認定(支給認定)
- 2 各事業所概要
- 3 入所(園)資格・基準
- 4 利用申込に必要な書類
- 5 提出書類の配布場所・提出先
- 6 事業所を利用できる最長時間と有効期間
- 7 保育料(利用者負担)・副食費
- 8 乳児保育
- 9 一時預かり保育
- 10 お問い合わせ先



1. 保育の必要性の認定(支給認定)

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合には、保護者の方やお子さんの教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用先事業所
満3歳以上	なし	1号	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
	あり	2号	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
満3歳未満	あり	3号	保育標準時間	保育所・認定こども園・小規模保育等
			保育短時間	

※六ヶ所村には、幼稚園、小規模保育等の該当施設はありません。

2. 各事業所概要

事業所名	種類	所在地	電話番号	FAX番号	
泊保育所	保育所	泊字川原159番地	0175-77-2128	0175-77-2131	
おぶちこども園	幼保連携型 認定こども園	尾駸字野附野1305番地	0175-72-2302	0175-72-3308	
千歳平こども園	保育所型 認定こども園	倉内字笹崎289番地3	0175-74-2233	0175-74-2256	※指定管理者運営
南こども園	保育所型 認定こども園	倉内字唐貝地5番地328	0175-75-2112	0175-75-2132	※指定管理者運営

3. 入所(園)資格・基準

○ 保育所・認定こども園2号・3号認定(保育部分)

六ヶ所村に居住し、保護者が下記の理由により、保育することができない就学前のお子さん。

- | | |
|------------|----------------|
| ■ 就労 | ■ 求職活動 |
| ■ 妊娠・出産 | ■ 就学 |
| ■ 病気・負傷・障害 | ■ 虐待・DV |
| ■ 家族の介護・看病 | ■ 育児休業 |
| ■ 災害復旧 | ■ その他、村長が認める場合 |

○ 認定こども園1号認定(教育部分)

六ヶ所村に居住している満3歳以上の就学前のお子さん。
保育の必要性は要しません。

4.利用申込に必要な書類

- ・ 教育・保育認定申請書兼入所申込書
- ・ 家庭状況調書
- ・ 就労証明書(1号認定を除く)
- ・ 保育料の算定に必要な証明書(六ヶ所村で税額を確認できない方)

5.提出書類の配布場所・提出先

- ・ 用紙は、役場子ども支援課、各事業所に備え付けています。
- ・ 提出は、保護者又は家庭状況のわかる方が役場子ども支援課または、利用を希望する事業所に提出してください。

6.事業所を利用できる時間と有効期間

- 開設時間……………午前7時15分から午後6時30分
- 1号認定……………午前9時から午後2時
- 2号・3号認定……………保育標準時間 午前7時15分～午後6時30分
保育短時間 午前8時～午後4時



保育を必要とする事由により異なります。

保育を必要とする理由	保育必要量	有効期間	
		2号認定	3号認定
就労(月120時間以上)	保育標準時間	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳の誕生日の前々日
就労(月48時間以上120時間未満)	保育短時間		
家族の介護・看護	就労に準ずる		
病気・負傷・障害	保育標準時間		
災害復旧			
虐待・DV			
妊娠・出産			
就学	就労に準ずる	出産予定日をはさみ合計5ヶ月間	
求職活動	保育短時間	90日間	
育児休業	保育短時間	育児休業が終了するまでの期間	

7.保育料(利用者負担)・副食費

- ・ 平成31年4月1日から保育料が無料となりました。
- ・ 令和元年10月1日から3歳児から5歳児のお子さんの副食費を月額4,500円を上限として補助しています。
- ・ 対象者は、六ヶ所村民であり、教育・保育給付認定保護者となります。

8.乳児保育

[対象乳児]

保育を必要とする産休明け(2ヶ月をすぎて首が据わっている状態)の乳児

[実施保育所等]

おぶちこども園 (定員20名程度)

千歳平こども園 (定員7名程度)

南こども園 (定員7名程度)

9.一時預かり保育

■一時預かり保育

[対象児童]

保育所等に在籍していない就学前の児童(普通食、歩行可能な1歳以上児)

で、次の①～③に該当する方

①保護者の勤務形態により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

②保護者の疾病、入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童

③保護者の私的な理由により一時的に保育が必要となる児童

※行事等により受入れができない場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。

[開設日時]

月曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前7時15分から午後6時30分

[利用料金]

時間	料金
1日につき4時間以上の利用(昼食・おやつ代含む)	1,200円
1日につき4時間未満の利用(昼食を提供した場合200円加算)	600円

・村内に住所を有しない場合、上表の倍の金額となります。

■預かり保育

[対象児童]

村内の保育所等を利用している1号認定及び短時間保育認定の児童

[利用料金]

認定区分	区分	料金
1号認定	1日につき4時間未満	100円
	1日につき4時間以上	200円
1号認定(長期休業時)	1日につき4時間未満	200円
	1日につき4時間以上	400円
2号認定及び3号認定	1日当り	100円

・村内に住所を有しない場合、上表の倍の金額となります。

10.お問い合わせ先

〒 039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475

六ヶ所村役場分庁舎2階 子ども支援課

電話番号: 0175-72-2111 (内線271~275)

FAX番号: 0175-72-2243

